



技 第 5 1 0 号
令和4年10月28日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

『建設現場の遠隔臨場』に関する試行について

日頃、本県の土木行政に御理解と御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、県土整備部では、建設現場における受発注者の業務効率化や新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェアラブルカメラとWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を行う『遠隔臨場』を試行します。

つきましては、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を制定し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におかれましては、御理解と傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1 対象工事

県土整備部が発注する工事（営繕工事を除く）のうち、「段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とする。

2 適用

執行伺いが令和4年11月1日以降の対象工事について特記仕様書に記載する。

なお、既に契約している工事についても、適用することができる。

担当
技術管理課 企画調整班 請川
電話 043-223-3235
E-mail gijutu1k@mz.pref.chiba.lg.jp

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

令和4年11月

千葉県県土整備部

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用の範囲	2
1.3 受注者の実施項目.....	6
1.4 施工計画書.....	7
1.5 監督職員による監督の実施項目.....	5
1.6 検査職員による検査の実施項目.....	5
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	8
2.1 機器構成	8
2.2 ウェアラブルカメラ等に関する仕様	9
2.3 Web 会議システム等に関する仕様.....	9
3. 遠隔臨場による段階確認等の実施	10
3.1 事前準備	10
3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存	11
4. 留意事項 等	12
4.1 効果の把握	12
4.2 留意事項	12
4.3 その他	12
5. 特記仕様書（記載例）	13

1. 総則

1.1 目的

本要領は、千葉県県土整備部が発注する工事（営繕工事を除く）の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保存

【解説】

遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。

- ・ 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

ウェアラブルカメラ

ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称。使用製品を限定するものではない。

一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用すること（各種アプリのビデオ通話機能を想定）も可能である。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『千葉県土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、試行内容に応じてそのデータを保存するものである。

遠隔臨場の導入による効果の検証及び課題の抽出を行うため、各土木事務所は、年間2件程度の発注者指定型での試行を実施するものとする。ただし、受注者との調整等によりこれ以上の試行が実施できる場合は、主管課と協議のうえ設計変更により発注者指定型として試行を実施して構わない。

(1) 段階確認

『千葉県土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-2 用語の定義」に定める「34. 段階確認」において、「設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」事項に該当し、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、Web会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、改善を図ることが困難な場合には、通常通りの段階確認を実施する。

(2) 材料確認

『千葉県土木工事共通仕様書』、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1」及び「4」による品質確認について、『千葉県土木工事書類作成マニュアル』「2. 施工管理」、「2-5材料確認書」、「(2) 材料確認における監督職員等の臨場」において、「監督職員は、受注者から提出された材料確認書により、臨場し、材料確認を行う。」としており、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

現物による確認においては、ウェアラブルカメラ等とWeb会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、改善を図ることが困難な場合には、通常通りの材料確認を実施する。

『千葉県土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工」、「第12節 工事製作工（共通）」、「2-12-2 材料」において、受注者は鋼材にJISマーク表示のないものについては、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 立会

『千葉県土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-2 用語の定義」に定める「34. 立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

ウェアラブルカメラ等とWeb会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとする。また、立会工種に関しては『千葉県土木工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、改善を図ることが困難な場合には、通常通りの立会を実施する。

1.3 受注者の実施項目

本要領を適用した、受注者の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書の作成
- 2) 使用機器の準備
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

ただし、遠隔臨場が行われた記録として実施状況写真等を下記の例を参考に撮影（1枚程度）すること。

実施記録の方法（参考）

- ・ビデオ通話アプリで監督職員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ・ビデオ通話アプリで監督職員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">映像と音声による 段階確認等の実施</div> </div>	<ol style="list-style-type: none"> ①施工計画書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ②機器の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「記録」に関する機器 ・ 「配信」に関する機器 ③段階確認等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備 ・ 撮影の実施

図 1-1 受注者の実施項目

1.4 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。

(2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用するウェアラブルカメラ等とWeb会議システム等を記載する。

1) ウェアラブルカメラ等の機器と仕様

現場（臨場）にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様を記載する。

2) Web会議システム等

ウェアラブルカメラ等を監督職員等へ配信するために使用するWeb会議システム等を記載する。

(3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

1.5 監督職員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督職員による監督の実施項目は、次の図の1-2に示すとおりとする。

実施手順	監督職員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">遠隔臨場による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ・ 機器構成と仕様 等 <p>②段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領 ・ 撮影の実施と記録 (※1)

図 1-2 監督職員の実施項目

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

確認実施者が現場技術員の場合は、使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）に登録または電子媒体（DVD-R等）に格納する等（図1-2 ※1）、監督員に提出する。監督員は現場技術員が実施した遠隔臨場の記録を確認する。

1.6 検査職員による検査の実施項目

本要領を適用した、検査の実施項目は、次の図の1-3に示すとおりとする。

実施手順	検査員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">遠隔臨場による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目の確認 <p>②段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の授受状況の確認

図 1-3 検査員の実施項目

【解説】

遠隔臨場を適用した「段階確認」、「材料確認」と「立会」における検査職員の実施項目を以下に示す。なお、確認実施者が現場技術員の場合は、実施の記録が監督職員に提出されていることを確認する。

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

2.1 機器構成



図 2-1 機器構成 (例)

2.2 ウェアラブルカメラ等に関する仕様

本試行に用いるウェアラブルカメラ等による映像と音声とWeb 会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 ウェアラブルカメラ等

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

2.3 Web 会議システム等に関する仕様

Web 会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、Web 会議システム等は通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

表 2-2 スマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムに関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

参考に画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×360	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：仕様する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさなくなることがある。）

3. 遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等とウェアラブルカメラ等やWeb会議システム等の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示するとともに、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得る。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得るものとする。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータ（配信動画）の保存を行う必要はない。

ただし、遠隔臨場が行われた記録として、実施状況写真等を下記の例を参考に撮影（1枚程度）し、記録すること。

実施記録の方法例（参考）

- ・Web会議システム等で監督員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
 - ・Web会議システム等で監督員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。
- なお、確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録する。（従来の立会資料の管理同様とする。）

4. 留意事項 等

4.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、施工者及び監督職員等を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

4.2 留意事項

試行実施にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) ウェアラブルカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物画写っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領（案）によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

4.3 工事成績評定

本実施要領を適用した遠隔臨場の実施の有無については、工事成績評定において評価の対象としない。

【解説】

受発注者の協議により、双方の作業の効率化などを目的として実施される遠隔臨場については、通常の現場臨場と同様に、施工履歴を管理し契約の適正な履行を確認するための臨場であることから、その実施の有無を、考査項目別運用表における「創意工夫」等において評価対象としない。

4.4 その他

本実施要領に記載されていない事項については、技術管理課企画調整班に相談すること。

附則

本要領は、令和4年11月1日から施行する。

5. 特記仕様書（記載例）

（記載例）

- 本工事は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」の対象工事である。
- 本工事について遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。

どちらか
選択して
記載

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等とWeb 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 試行内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声スマートフォン向けのTV 電話やWeb 会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保存する。（従来の立会資料の管理同様とする。）
- ③ ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や iPhone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。

令和4年10月25日

技術管理課

千葉県県土整備部における『建設現場の遠隔臨場』の試行について

1. 目的

千葉県県土整備部が発注する工事（営繕工事を除く）の建設現場において「段階確認」、
「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受注者における「段階
確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」、発注者（監督職員）における「現場臨
場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、以下の事項を定めるものである。

- (1) 適用の範囲
- (2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- (3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び保存

2. 国の状況

国土交通省：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）R3.3

建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）R3.3

令和3年度における遠隔臨場の試行について（R3.3.24 事務連絡）

建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）R4.3

建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）R4.3

港湾の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）R3.3

港湾の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）R3.3

3. 試行内容

(1) 段階確認、材料確認、立会での確認

- ・受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を
行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、受注者との
協議により実施する。
- ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータの保存を行う必

要はない。

ただし、確認実施者が現場技術員の場合は、映像と音声の保存を行う。

- ・ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル:Wearable)なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用すること(各種アプリのビデオ通話機能を想定)も可能である。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

ただし、発注者の事務所等に備え付けられた既存の機器等が利用可能な場合に、発注者の了解が得られ、かつ受発注者間の調整が整った場合はこの利用を妨げるものではない。

(3) 対象工事

対象工事は県土整備部が発注する工事(営繕工事を除く)の内、「段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とする。

(4) 試行件数

各土木事務所は、遠隔臨場の導入による効果の検証及び課題の抽出を行うため、対象工事のうち、下記留意事項を踏まえ、工事を2件程度選定し、当初設計で発注者指定型として試行を実施する。なお、対象工事のうち受注者との調整等によりこれ以上の試行が実施できる場合は、事業主管課と協議の上、設計変更により発注者指定型として実施することを妨げない。

○留意事項(遠隔臨場の効果が期待できる工事例)

- ・構造物等の立会頻度が多い工事
- ・施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事(概ね片道30分以上を要すもの)

- ・施工時に新型コロナ感染対策として、人と人との接触を減らすように求められる工事
(閉鎖空間で作業するもの)

(5) 工事の取扱い

① 新規発注工事

- ア) 対象工事のうち、各土木事務所で選定した工事は、当初設計で発注者指定型として発注することとし、特記仕様書に「『遠隔臨場試行工事（発注者指定型）』の対象工事である」ことを記載する。
- イ) 対象工事のうち、各土木事務所で選定していない工事は、特記仕様書に「遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は『遠隔臨場試行工事（発注者指定型）』とすることができる」ことを記載する。
- ウ) 対象工事に該当しない工事において、受注者から遠隔臨場の実施希望があった場合は、試行を行うことを妨げない。

② 施工中の工事

- ア) 対象工事について、受注者から遠隔臨場の実施希望があった場合は、受発注者間協議し、試行可能と判断した場合は、設計変更により発注者指定型として試行する。
- イ) 対象工事に該当しない工事において、受注者から遠隔臨場の実施希望があった場合も、試行を行うことを妨げない。

(6) 費用の負担

発注者指定型の試行にかかる費用は、当初設計では計上せず、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。

なお、対象工事に該当しない工事において、受注者の希望により遠隔臨場を行うものについては、試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする。

(7) 費用の算出

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークホスティングシステム、アプリケーションソフト：5 年

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ポート：10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyoke>

ih/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者1社から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・費用算出にあたっては、試行に必要な最低限の費用を計上すること。

(8) 工事成績評定

本要領を適用した遠隔臨場の実施の有無については、工事成績評定において評価対象としない。

(9) フォローアップ調査

令和4年度に本試行を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施するため、積極的に協力すること。なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。

(10) その他

- ・遠隔臨場の試行対象工事は、「監督員が現場に行かなくて良い」というものではない。
- ・映像で確認できる材料確認や寸法確認の立会等において遠隔臨場を活用することにより削減された時間を有効に活用し「全体の確認が必要な現場臨場」や「受注者との打ち合わせ」等を充実させ、効率的な監督業務を行うことが重要である。